



名保幼第900号  
令和4年2月18日

保育施設等を利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊



新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第2報）

保護者の皆さまには、日頃より本市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

これまでも、新型コロナウイルス感染症防止対策につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第21報）」（令和4年1月11日付け名保幼第776号）により、保護者の皆様に令和4年1月12日から当面の間、登園自粛のお願いしてきたところです。

今回、沖縄県における「まん延防止重点措置期間」が令和4年2月20日に期限を迎えることから、名護市においても登園自粛の要請期間について当面としていた期間を令和4年2月20日までとし、令和4年2月21日から通常保育を再開いたします。

保護者の皆様におかれましては、通常保育再開後についても新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みについてご協力をお願いします。

記

1. 登園自粛要請期間：令和4年2月20日（日）までで終了

※上記の期間につきましては、今後の新型コロナウイルス感染状況により随時変更等がありますので、ご留意ください。変更等がありましたら改めて市ホームページ等でお知らせします。

2. 感染拡大防止策について

（1）ご家庭での検温と風邪症状の確認を引き続き行い、発熱等の風邪症状がある場合は、ご自宅で休養することを徹底し、かかりつけ医や医療機関を受診するようお願いします。

（2）感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合、接触が疑われる（PCR検査の対象となった等）場合は、速やかに利用する施設へご連絡ください。

（3）ご家庭での、基本的な感染対策の徹底【マスクの着用、小まめな手洗い、換気の徹底】の実施をお願いします

名護市こども家庭部 保育・幼稚園課  
連絡先：0980-53-1212（内線129・109）